

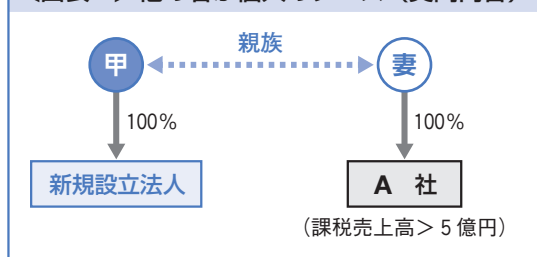
## 新設法人の納税義務（その7）

今月は、特定新規設立法人の特例制度について、個人株主と特殊関係法人の関係、非支配特殊関係法人の定義などを確認していきます。

### Q1 親族等が支配する会社の取扱い

私（甲）の妻は、課税売上高が5億円を超えるA社の100%株主です。私が設立した新規設立法人は、妻の持株がゼロなので免税事業者になることができますか（〔図表1〕参照）。

〔図表1〕他の者が個人のケース（質問内容）



### A 1 [answer]

判定の基礎となる「他の者」とは、新規設立法人の直接株主である個人と法人です。「他の者」が個人の場合には、その親族や内縁関係者などの特殊関係者も「他の者」に含めて判定することとされています（消令25の2①二・②）。

したがって、ご質問のケースでは、妻が新規設立法人の株主である場合はもとより、妻の持株がゼロであっても新規設立法人は課税事業者となります。

### Q2 別生計親族等が支配する会社の取扱い（その1）

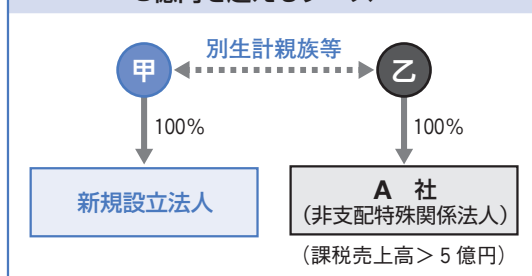
Q1に関連して質問します。民法では、親族の範囲を、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族と定めています（民法725）。「他の者」の範囲には親族等が含まれるとのことですが、新規設立法人の納税義務を判定する場合には、

名前も素性も知らないような遠縁の親族のことまで調べなければいけないのでしょうか。

### A 2 [answer]

「他の者」の別生計親族等が完全に支配している法人（非支配特殊関係法人）は、判定対象者に含める必要はありません（消令25の3、25の4①）。よって、〔図表2〕のケースにおけるA社は非支配特殊関係法人に該当しますので、新規設立法人は免税事業者になることができます。

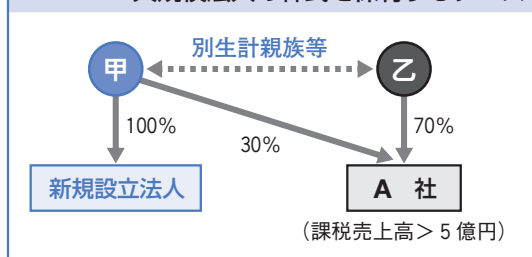
〔図表2〕非支配特殊関係法人の課税売上高が5億円を超えるケース



### Q3 別生計親族等が支配する会社の取扱い（その2）

Q2に関連して質問します。〔図表2〕における甲が、別生計親族乙と共にA社株式を100%保有する場合にも、新規設立法人は免税事業者になれますか（〔図表3〕参照）。

〔図表3〕他の者（甲）が別生計親族等と共に大規模法人の株式を保有するケース



### A 3 [answer]

ご質問のケースにおけるA社は、別生計親

### Q1..... 親族等が支配する会社の取扱い

消令25の2①  
二・②

### Q2..... 別生計親族等が支配する会社の取扱い（その1）

消令25の3  
25の4①

### Q3..... 別生計親族等が支配する会社の取扱い（その2）

消令25の3  
25の4①